

第11回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始予定 午前9時

開催場所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階「有明」

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43
株主総会参考書類	51

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご来場につきましては、可能な限り、お控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、書面またはインターネット等による事前行使をご活用くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会会場では、役員および運営スタッフのマスクの着用やアルコール消毒液の設置など、感染防止の措置を講じてまいります。ご来場される株主様におかれましても、マスクの着用や検温等の感染防止措置へのご協力をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

証券コード 2117

2022年6月9日

東京都中央区日本橋小網町14番1号

日新製糖株式会社

代表取締役社長 大久保 亮

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記




1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「有明」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項 1. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件</p>
4 議決権の行使に ついてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。
従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト (<https://www.nissin-sugar.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2022年6月28日(火曜日) 午前10時</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使する方法</p> <p>議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 (行使期限までに到着するようご返送ください)</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日(月曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日(月曜日) 午後5時30分完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書

株式会社〇〇〇〇 御中

株主番号

議決権行使回数 欄

議案	第1号議案	第2号議案
賛否表示欄	(賛)	(賛)
	(否)	(否)

〇〇〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇

お願い

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
専用アプリ
「〇〇〇〇」
ログインQRコード

可読領域
見本
不可読領域

株式会社〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案
賛否表示欄	(賛)	(賛)
	(否)	(否)

第1号議案および第2号議案

賛成の場合 → **賛** に○印

反対の場合 → **否** に○印

なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

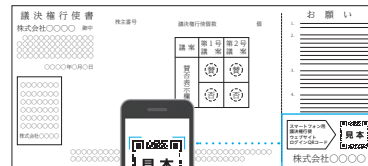
書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

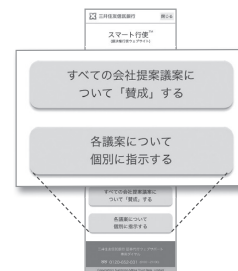


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



※議決権行使書はイメージです。

1. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて経済活動の制限と緩和が繰り返される中で、全国的に新型コロナワクチンの接種が進展したこと等を契機として持ち直しの動きがみられました。一方で、変異株による新型コロナウイルス再拡大およびロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの急激な高まりを受け、各種商品市況の高止まりや金融市場への影響により景気が下振れするリスクも依然として抱えており、先行きは不透明な状況となっています。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症対策を伴う新しい生活様式により社会・経済活動が行われた結果、国内砂糖消費の減少に歯止めがかかり、売上収益は46,062百万円（前期比5.2%増）となりました。一方で、原料調達コスト・エネルギーコスト等の上昇により、営業利益は2,164百万円（同1.9%減）、税引前利益は2,414百万円（同0.6%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,715百万円（同51.4%増）となりました。なお、前期は健康産業事業において、税効果会計における回収可能性の見直し等を実施し、税負担率が増加しています。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりであります。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、1ポンド当たり14.71セントで始まり、主要生産国であるブラジルの干ばつや降霜による供給面での不透明感の強まりにより、11月中旬には約4年9ヶ月ぶりの高値となる20.69セントまで値を上げました。その後は、タイ・インドでの増産予想等で上値が重い状況下、変異株による新型コロナウイルスの感染拡大懸念や原油をはじめとする国際商品市場から投機資金が流出したことから値を下げました。3月に入ると、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの急激な高まりを受け、原油をはじめとした各種商品市況の高まりや資源国であるブラジルの通貨高などを背景に海外原糖市況は値を上げ、19.49セントで当期を終了しました。

海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））

	日付	セント/ポンド	円/kg	為替（円/ドル）
始値	2021年4月1日	14.71	36.27	111.84
高値	2021年11月18日	20.69	52.54	115.18
安値	2021年4月1日	14.68	36.20	111.84
終値	2022年3月31日	19.49	53.02	123.39

（注）1ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによ
っています。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては、上白糖1kg当たり192～193円
で始まり、海外原糖市況の高騰を受け、8月初旬に6円、1月中旬にも6円と合計12円上昇
し、204～205円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、新しい生活様式の定着や緊急事態宣言の
解除等により、製菓・製パン販売等が回復し、土産菓子、外食関係についても一部回復がみられ
たことにより、業務用製品が増加しました。また、当社独自製品のきび砂糖や梅酒向け氷砂糖の
出荷が好調に推移したこと等により、一部家庭用製品は増加しました。その結果、砂糖全体の出
荷量は前期を上回りました。利益面においては、海外原糖市況の高騰を受けた原料調達コストの
上昇をはじめ、エネルギーコストおよび物流コスト等の上昇により、前期を下回りました。

ツキオカフィルム製菓株式会社の売上収益につきましては、食用純金箔事業において百貨店・
路面店等の一部業種における需要が回復しているものの、フィルム事業においてフィルム石鹼の
需要が一巡したこと等により、前期を下回りました。

以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上収益は42,172百万円（前期比4.6%増）、セグメン
ト利益は1,976百万円（同32.3%減）となりました。

健康産業事業

健康産業事業につきましては、総合フィットネスクラブ7店舗、女性専用のホットヨガ&コーゲンスタジオ5店舗およびコンパクトジム18店舗を関東地方において運営しています。会員数は前期よりも増加しましたが、回復基調は鈍く、度重なる緊急事態宣言の延長やまん延防止等重点措置により一部店舗で休業や時短営業を実施した影響から、依然として厳しい状況が続いています。このような状況のもと、引き続き感染防止策を徹底し、新しい生活様式に沿った効率的な事業運営を行ったことや休業や時短営業等の対象店舗・期間が限定的になり営業日数が増加したこと、月会費を値上げしたこと等によって売上収益は2,317百万円（前期比15.4%増）、セグメント損失は71百万円（前期はセグメント損失972百万円）となりました。

倉庫事業

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入建材の取扱量が増加したことにより売上収益は1,571百万円（前期比9.7%増）、セグメント利益は259百万円（同0.2%増）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,737百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、458百万円となりました。その主なものは、今福工場（大阪市城東区）の経年劣化等による設備更新121百万円およびきび砂糖生産設備の増強38百万円、本社（東京都中央区）のシステム投資等による設備更新83百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、1,013百万円となりました。その主なものは、店舗賃貸借契約更新878百万円であります。

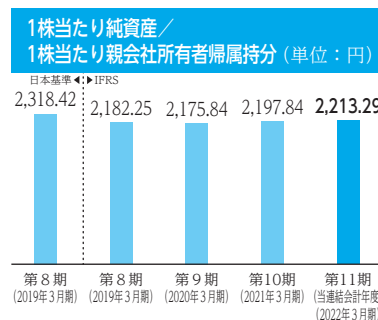
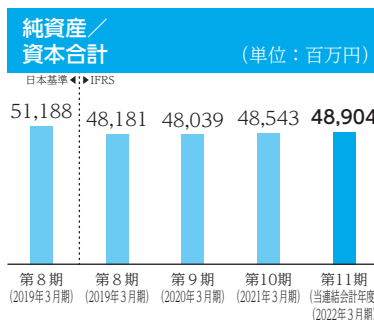
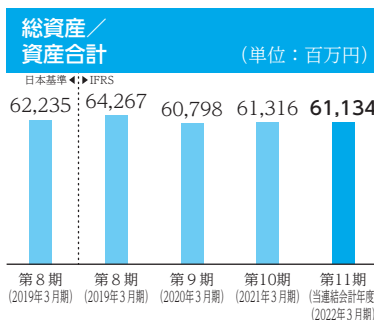
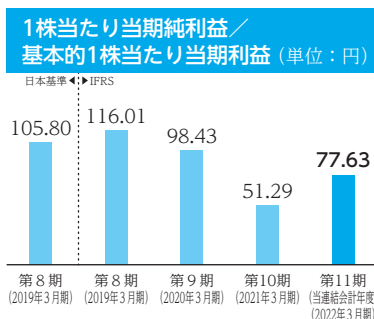
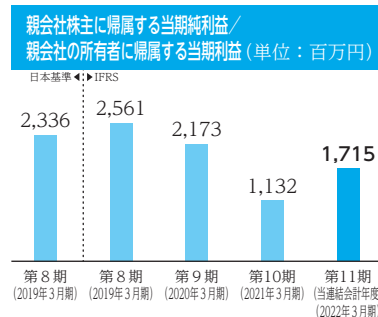
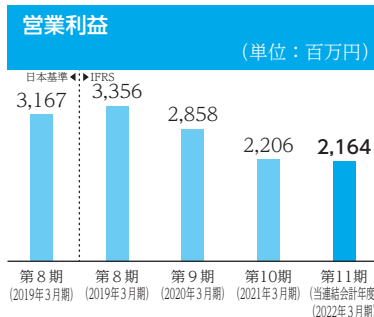
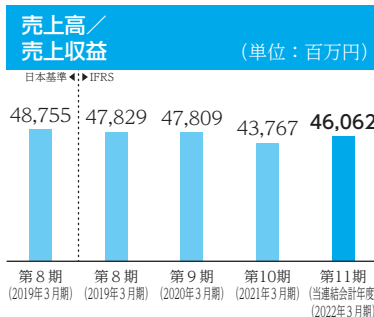
倉庫事業における設備投資の総額は、265百万円となりました。その主なものは、受変電設備更新155百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区分		日本基準	IFRS			
		第8期 (2019年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高／売上収益	(百万円)	48,755	47,829	47,809	43,767	46,062
営業利益	(百万円)	3,167	3,356	2,858	2,206	2,164
親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	2,336	2,561	2,173	1,132	1,715
1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益	(円)	105.80	116.01	98.43	51.29	77.63
総資産／資産合計	(百万円)	62,235	64,267	60,798	61,316	61,134
純資産／資本合計	(百万円)	51,188	48,181	48,039	48,543	48,904
1株当たり純資産／1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,318.42	2,182.25	2,175.84	2,197.84	2,213.29

- (注) 1. 第9期(2020年3月期)よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第8期(2019年3月期)のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
2. 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第8期(2019年3月期)の期首から適用しております。
4. 第9期(2020年3月期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第8期(2019年3月期)の日本基準の総資産の金額については、暫定的な会計処理の確定の内容を遡及して反映させています。



(注) 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。

(3) 重要な親会社および子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新豊食品株式会社	90	100	砂糖等の加工および包装
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
日新サービス株式会社	90	100	合成樹脂等の販売
株式会社日新ウエルネス	90	100	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100	冷蔵倉庫・港湾運送業

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50	国産分蜜糖の製造、販売
新中糖産業株式会社	457	28.9	不動産賃貸業

④ その他の重要な企業結合の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を37.6%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した地政学リスクの長期化を受け、各種商品市況の高止まりや金融市場への影響による景気の先行き不透明感が強まることで、世界経済は、コロナ禍前への回帰を期待するものの、更なる危機拡大に見舞われ、その収束はいまだに不透明な状況です。2022年度も、新型コロナウイルスの影響のみならず、地政学リスクに起因する広範囲での不確実性の高まりにより、先行きを見通すことが大変難しい状況にあります。

このような状況で、まずは全社員一丸となって、各事業のセグメントにおいて、従来以上に採算性を重視した効率的なオペレーションと更なるコスト削減を進めることで、業績の早期回復に努めてまいります。そして、事業環境の変化を適切に捉え、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長、事業領域の拡大に向けた取り組みを着実に進め、プライム市場の上場会社として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

精製糖事業におきましては、国内砂糖消費量は漸減傾向が続き、2022年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける可能性が想定され、消費の落ち込みは避けられず、更には、原材料価格の高騰が続くことが予想されることで、非常に厳しい市場環境が見込まれます。こうした状況のもと、当社は、生活必需品である砂糖を消費者の皆様へ安定供給し、社会的責任を果たすことを最優先として取り組んでまいります。その上で、生産から販売までの最適化の検討ときび砂糖など高付加価値品の推進を軸とした商品力・販売力の強化に努めて業績の回復・向上を目指します。加えて、業界再編の動きが更に加速していくことが予想される中、この動きに適切に対応するため、同事業における経営効率・経営品質の向上に努めてまいります。

その他食品事業におきましては、子会社のツキオカフィルム製薬株式会社において、引き続き新型コロナウイルス感染症による消費減退の影響を受けましたが、箔押事業、食用純金箔事業、フィルム事業それぞれにおいて新規顧客の獲得に努め、フィルム事業では新たな用途開発により、業績の回復・向上に努めてまいります。また、当社の機能性商材としてオーラルケア分野で期待の持てるサイクロデキストラン（C I）に加え、腸内環境改善に資するカップオリゴの取り組みも更に前進させてまいります。

健康産業事業におきましては、コロナ禍による営業の自粛要請やまん延防止等重点措置等による人流抑制下に、各店舗運営でのDX化の推進と適切な運営体制に見直すこと

で、採算性・効率性の向上を図り、収益力改善と下方耐性強化に努めてまいりました。今後も継続して感染防止策を徹底し、お客様の健康維持増進に貢献し、安全・安心なサービスを提供すると共に、新常态における店舗運営体制を構築し、早期の業績回復を目指してまいります。

倉庫事業におきましては、既存取引先との安定した取引を継続、今後も物流需要に的確に応え、新規取引先の開拓を進め、適正な在庫水準の維持、稼働率の向上を目指してまいります。

経営基盤の強化の一つとして取り組んできたCSR経営の推進について、ESGを含むサステナビリティが重要な経営課題との意識が高まる中で、より積極的かつ能動的な対応を一層推進させるためにサステナビリティ推進委員会を新設しました。今後も、社員が会社とともに成長する風土と体制づくりを深化させ、人材育成、業務の効率化、生産性向上、リスク管理、サステナビリティ推進の各分野の強化に注力してまいります。

(ご参考)







①経営戦略

- 精製糖事業の経営品質・経営効率No.1企業を目指します。
- 当社グループの強みを活かして新たな事業・商材に挑戦し、「総合甘味サプライヤー」として拡大・成長を図ります。また、ツキオカフィルム製薬株式会社や自社技術を起点とした国内外における新たな事業展開を推進します。
- 健康産業事業においては、多様化する顧客ニーズに合わせた事業展開を推進します。
- 以上の取り組みを支えるため、社員が明るく、楽しく、真剣に働き、会社とともに成長する風土と体制作りを始めとし、生産性向上、リスク管理、サステナビリティ推進の各分野における経営基盤の強化に注力してまいります。

②サステナビリティ基本方針

当社グループは、当社グループの経営理念である「豊かで快適な生活の実現のため、『食』と『健康』で貢献する。」を実現するために、「様々なステークホルダーとの信頼関係のもとに、事業活動を通じて、持続可能な社会の発展に貢献していく」ことを行動規範の中核におき、中長期的な企業価値の向上に努めるとともに、法令および企業倫理を遵守し、社会の一員として、従業員・取引先・消費者・地域社会への貢献、地球環境への配慮等の社会的責任を果たし、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

サステナビリティの推進は、経営品質の向上に繋がるとの考えのもと、国連SDGs（持続可能な開発のための目標）の目標年度である2030年度における当社の「ありたい姿」を、以下の6つの重点領域として定め、重点領域を支える「事業活動の基盤」分野も含め、ESG観点を意識した中長期目標を設定し、社会の持続可能な発展と自社の成長を両立させるべく、サステナビリティ推進委員会を中心に全社的に取り組んでまいります。

		関連するSDGs
重点領域 1	食と健康を通じた楽しいライフスタイルの提案	 
重点領域 2	環境に配慮した事業プロセスの追求	
重点領域 3	責任ある原材料調達の実現	
重点領域 4	安全・安心で高品質な製品・サービスの提供	
重点領域 5	多様な人々が活躍できる職場環境の推進	
重点領域 6	地域社会との共生	

また、投資家とのサステナビリティに関する建設的な対話を推進する観点から、サステナビリティに関する開示を行ってまいります。特に、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社グループの事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等の枠組みに基づく開示をしてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社7社および関連会社5社により構成されております。
主要な事業内容は以下のとおりであります。

(砂糖その他食品事業)

主に砂糖の製造および砂糖、甘味料の販売ならびに食用純金箔や可食フィルム等のその他の食品を製造・販売しております。

(健康産業事業)

主に総合フィットネスクラブ「ドゥ・スポーツプラザ」、「スポーツクラブエンターテインメントA-1」と女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ「BLEDA (ブレダ)」ならびにコンパクトジム「DO SMART (ドゥ・スマート)」、「A-1 EXPRESS」、「A-1 Light GYM 24」を運営しております。

(倉庫事業)

主に冷蔵倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場等 (2022年3月31日現在)

① 当社

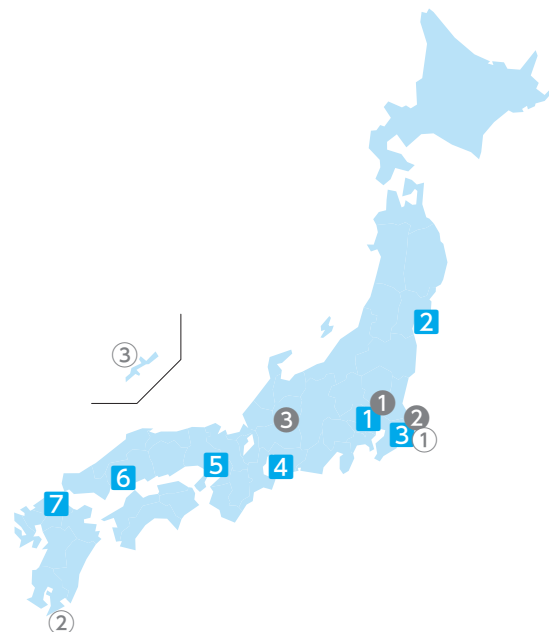
- ① 本社 (東京都中央区)
- ② 仙台営業所 (宮城県仙台市青葉区)
- ③ 千葉物流センター (千葉県千葉市美浜区)
千葉工場 (千葉県千葉市美浜区)
- ④ 名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)
- ⑤ 西部営業部 (大阪府大阪市城東区)
今福工場 (大阪府大阪市城東区)
- ⑥ 広島営業所 (広島県広島市東区)
- ⑦ 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)

② 子会社

- ① 株式会社日新ウエルネス (東京都中央区)
日新サービス株式会社 (東京都中央区)
- ② 新豊食品株式会社 (千葉県千葉市美浜区)
ニューポート産業株式会社 (千葉県千葉市美浜区)
- ③ ツキオカフィルム製薬株式会社 (岐阜県各務原市)

③ 関連会社

- ① 新東日本製糖株式会社 (千葉県千葉市美浜区)
- ② 新光糖業株式会社 (鹿児島県熊毛郡)
- ③ 新中糖産業株式会社 (沖縄県中頭郡)



(ご参考) 株式会社日新ウエルネスが運営するスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ

豊洲 (東京都江東区)、南砂町 (東京都江東区)、上里 (埼玉県児玉郡)、羽生 (埼玉県羽生市)、高崎 (群馬県高崎市)

【BLEDA (ブレダ)】ホットヨガ&カラーゲンスタジオ

上里 (埼玉県児玉郡)、伊奈 (埼玉県北足立郡)、浦和美園 (埼玉県さいたま市)、新前橋 (群馬県前橋市)、野田 (千葉県野田市)

【DO SMART (ドゥ・スマート)】バジェット型トレーニングジム

野田 (千葉県野田市)、本庄 (埼玉県本庄市)

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ

笹塚 (東京都渋谷区)、町田 (東京都町田市)

【A-1 EXPRESS】24時間ジム

明大前 (東京都世田谷区)、千歳烏山 (東京都世田谷区)、代田橋 (東京都世田谷区)、西永福 (東京都杉並区)、浜田山 (東京都杉並区)、桜上水 (東京都杉並区)、つつじヶ丘 (東京都調布市)、柴崎 (東京都調布市)、調布 (東京都調布市)、吉祥寺 (東京都武蔵野市)、玉川学園前 (東京都町田市)、向ヶ丘遊園 (神奈川県川崎市)、淵野辺 (神奈川県相模原市)、小田急相模原 (神奈川県座間市)

【A-1 LightGYM24】バジェット型24時間ジム

代田橋 (東京都世田谷区)、杉並宮前 (東京都杉並区)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	387 (64) 名	8名増 (4名減)
健康産業事業	71 (68) 名	2名減 (7名減)
倉庫事業	45 (一) 名	1名増 (一)
合 計	503 (132) 名	7名増 (11名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260 (一) 名	8名増 (一)	44.0歳	19.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	450
株式会社みずほ銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	120

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,673,883株 (自己株式578,113株を含む)
- ③ 株主数 14,976名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
住友商事株式会社	8,296,281	37.5
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,161,200	5.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,148,300	5.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	938,000	4.2
株式会社三井住友銀行	739,620	3.3
三井住友信託銀行株式会社	600,000	2.7
ブルドックソース株式会社	399,600	1.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	310,709	1.4
むさし証券株式会社	306,300	1.4
平野 孝憲	283,547	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式を578,113株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	8,800株	3名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	樋 口 洋 一	
代表取締役社長 COO	大久保 亮	
取締役執行役員	三 枝 恵	営業本部長
取 締 役	飯 塚 佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社キューソー流通システム社外監査役
取 締 役	池 原 元 宏	野村総合法律事務所パートナー
取 締 役	南 勝 之	住友商事株式会社 食料事業第二部長
常 勤 監 査 役	川 口 多津雄	
監 査 役	延 増 拓 郎	石寄・山中総合法律事務所代表弁護士
監 査 役	和 田 正 夫	和田公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および取締役 南勝之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 延増拓郎氏および監査役 和田正夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 池原元宏氏および監査役 延増拓郎氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 川口多津雄氏は、長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 和田正夫氏は、2021年6月29日付でオルガノ株式会社の社外監査役を退任いたしました。
7. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏および社外取締役 池原元宏氏ならびに社外監査役 延増拓郎氏および社外監査役 和田正夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 取締役兼任者を除く2022年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|--------|-----------------------------|
| 専務執行役員 | 森永 剛司 | (事業開発部担当、(株)日新ウエルネス代表取締役社長) |
| 専務執行役員 | 飯塚 裕之 | (総務部・エンジニアリング部担当) |
| 常務執行役員 | 砂坂 静則 | (生産本部長) |
| 常務執行役員 | 柴田 弥 | (人事部長兼生産本部今福工場管理部長) |
| 執行役員 | 佐々木 洋治 | (新東日本製糖(株)代表取締役社長) |
| 執行役員 | 山口 康雄 | (総合企画部長) |
| 執行役員 | 中村 泰之 | (品質保証部・お客様相談室担当) |
| 執行役員 | 飯倉 聡 | (ツキオカフィルム製薬(株)代表取締役社長) |
9. 2022年4月1日現在の執行役員は以下の12名で構成されております。
 なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
- | | | |
|---------|--------|-------------------------|
| ※執行役員社長 | 大久保 亮 | |
| 専務執行役員 | 森永 剛司 | (株)日新ウエルネス代表取締役社長) |
| 専務執行役員 | 飯塚 裕之 | (総務部・エンジニアリング部担当) |
| 常務執行役員 | 砂坂 静則 | (生産本部長) |
| 常務執行役員 | 柴田 弥 | (人事部長兼生産本部今福工場管理部長) |
| 常務執行役員 | 山口 康雄 | (総合企画部長) |
| 執行役員 | 佐々木 洋治 | (新東日本製糖(株)代表取締役社長) |
| 執行役員 | 中村 泰之 | (商品開発部長、品質保証部・お客様相談室担当) |
| 執行役員 | 飯倉 聡 | (ツキオカフィルム製薬(株)代表取締役社長) |
| ※執行役員 | 三枝 恵 | (営業本部長) |
| 執行役員 | 小川 人嗣 | (生産本部今福工場長兼工務部長) |
| 執行役員 | 大場 健司 | (財務部長) |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員
- ・ 当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、1年毎に契約更新をしており、保険料については当社および当社のすべての子会社が全額負担しております（ただし、当該保険契約更新前の2021年6月までは、保険料全体の10%にあたる額を当社取締役および監査役が負担しておりました。）。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	146 (21)	131 (21)	15 (—)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	28 (10)	28 (10)	— (—)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	174 (32)	159 (32)	15 (—)	11名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役は3名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

ロ. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬等検討委員会（以下、「指名・報酬等検討委員会」という。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬等検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系といたします。また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準といたします。

取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系としております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

（固定報酬）

固定報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、指名・報酬等検討委員会において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定いたします。そのうえで、個人別の固定報酬額を、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役（最高経営責任者）が、指名・報酬等検討委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給しております。

（譲渡制限付株式報酬）

当社の株式価値と取締役（社外取締役を除く）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、非金銭報酬として、いわゆる事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬額は、毎年、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の年間報酬基礎額とその発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎に、指名・報酬等検討委員会において、会社の経営状況を勘案したうえで検討し、株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定いたします。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに従う当社普通株式とし、株主総会で承認された譲渡制限付株式総数を上限に、決定した譲渡制限付株式報酬額を上記株価で除した数の株式を、指名・報酬等検討委員会において検討したうえで、取締役会の決議により割り当てます。なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社に対して金銭報酬の債権全部を現物出資の方法で給付する

ことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。譲渡制限の期間は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間といたします。

(固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合)

個人別の取締役（社外取締役を除く）の報酬における、固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の構成割合を基準に、指名・報酬等検討委員会が答申案を策定し、これに基づき、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役（最高経営責任者）が決定いたします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長樋口洋一（最高経営責任者）に対し各取締役の固定報酬の額について、決定を委任しております。委任した理由は、執行役員を兼任しない取締役が、各取締役の報酬等の決定を行うことにより、透明性・客観性を担保するためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬等検討委員会の答申案に基づき決定をいたしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キューソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 池原元宏氏は、野村総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.6%を所有する資本関係があります。
- ・ 監査役 延増拓郎氏は、石寄・山中総合法律事務所の代表弁護士であります。当社は、石寄・山中総合法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。
- ・ 監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 飯塚佳都子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬等検討委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 池原元宏	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬等検討委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 南勝之	<p>当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。</p>
監査役 延増拓郎	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 和田正夫	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 取締役 南勝之氏は、2021年6月25日開催の第10回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員とは異なります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。社長の意思決定を支援する機関として経営会議を設置し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行う。経営会議は、原則として週1回開催する。

取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを1名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通じて緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備および評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的を実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、株主、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、また研修等を実施して、周知徹底を図る。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートを整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を2名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2022年3月31日現在6名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ. 2022年3月31日現在10名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示のもと、業務を執行しています。

経営会議を原則として週1回開催し、経営に係る重要事項の事前協議、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である総合企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第11期 2022年3月31日現在
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	7,649
営業債権及びその他の債権	4,827
その他の金融資産	6,140
棚卸資産	6,204
その他の流動資産	255
流動資産合計	25,078
非流動資産	
有形固定資産	11,238
使用権資産	2,787
のれん	2,515
無形資産	311
持分法で会計処理されている投資	11,925
その他の金融資産	5,960
退職給付に係る資産	670
繰延税金資産	142
営業債権及びその他の債権	5
その他の非流動資産	498
非流動資産合計	36,056
資産合計	61,134

科目	第11期 2022年3月31日現在
負債及び資本	
負債	
流動負債	
借入金	1,300
営業債務及びその他の債務	3,028
リース負債	944
その他の金融負債	32
未払法人所得税等	403
その他の流動負債	1,889
流動負債合計	7,597
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	0
リース負債	2,908
その他の金融負債	108
退職給付に係る負債	262
引当金	419
繰延税金負債	896
その他の非流動負債	35
非流動負債合計	4,632
負債合計	12,230
資本	
資本金	7,000
資本剰余金	11,614
自己株式	△ 292
その他の資本の構成要素	1,488
利益剰余金	29,093
親会社の所有者に帰属する持分合計	48,904
資本合計	48,904
負債及び資本合計	61,134

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第11期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上収益	46,062
売上原価	37,854
売上総利益	8,207
販売費及び一般管理費	6,168
その他の収益	166
その他の費用	41
営業利益	2,164
金融収益	89
金融費用	58
持分法による投資利益	219
税引前利益	2,414
法人所得税費用	699
当期利益	1,715
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,715
非支配持分	—
当期利益	1,715

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結持分変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2021年4月1日残高	7,000	11,603	△296	3	1,401
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	127	50
当期包括利益合計	—	—	—	127	50
自己株式の取得	—	—	△0	—	—
配当金	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	10	4	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	0
非金融資産への振替	—	—	—	△95	—
所有者との取引額合計	—	10	4	△95	0
2022年3月31日残高	7,000	11,614	△292	35	1,453

	親会社の所有者に帰属する持分				合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	
	確定給付制度の再測定	合計			
2021年4月1日残高	—	1,405	28,830	48,543	48,543
当期利益	—	—	1,715	1,715	1,715
その他の包括利益	6	184	—	184	184
当期包括利益合計	6	184	1,715	1,899	1,899
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
配当金	—	—	△1,458	△1,458	△1,458
株式報酬取引	—	—	—	15	15
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△6	△5	5	—	—
非金融資産への振替	—	△95	—	△95	△95
所有者との取引額合計	△6	△101	△1,452	△1,538	△1,538
2022年3月31日残高	—	1,488	29,093	48,904	48,904

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第11期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	22,771
現金及び預金	8,160
売掛金	3,623
有価証券	4,600
商品及び製品	3,390
仕掛品	637
原材料及び貯蔵品	1,928
前払費用	110
関係会社短期貸付金	103
その他	218
固定資産	33,945
有形固定資産	12,158
建物	2,299
構築物	119
機械及び装置	1,612
車両運搬具	4
工具器具備品	165
土地	7,809
リース資産	36
建設仮勘定	110
無形固定資産	489
ソフトウェア	127
のれん	338
その他	24
投資その他の資産	21,297
投資有価証券	3,323
関係会社株式	13,143
関係会社長期貸付金	3,721
前払年金費用	810
その他	308
貸倒引当金	△ 9
資産合計	56,717

科目	第11期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	5,390
買掛金	2,098
短期借入金	1,642
リース債務	14
未払金	126
未払費用	849
未払法人税等	360
賞与引当金	255
その他	44
固定負債	2,183
リース債務	14
繰延税金負債	771
資産除去債務	206
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	112
負債合計	7,573
純資産の部	
株主資本	45,957
資本金	7,000
資本剰余金	24,336
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	22,586
利益剰余金	14,913
その他利益剰余金	14,913
繰越利益剰余金	14,913
自己株式	△ 292
評価・換算差額等	3,186
その他有価証券評価差額金	959
繰延ヘッジ損益	35
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	49,143
負債純資産合計	56,717

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第11期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	39,439
売上原価	32,116
売上総利益	7,322
販売費及び一般管理費	5,226
営業利益	2,096
営業外収益	194
受取利息	35
受取配当金	146
その他	12
営業外費用	24
支払利息	11
支払手数料	11
その他	1
経常利益	2,266
特別利益	1
投資有価証券売却益	1
特別損失	348
固定資産除却損	12
関係会社株式評価損	336
税引前当期純利益	1,918
法人税、住民税及び事業税	602
法人税等調整額	84
当期純利益	1,232

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,579	24,329	15,139	△ 296	46,172
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,458	－	△ 1,458
当期純利益	－	－	－	－	1,232	－	1,232
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△ 0	△ 0
株式報酬取引	－	－	6	6	－	4	11
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	6	6	△ 225	4	△ 214
当期末残高	7,000	1,750	22,586	24,336	14,913	△ 292	45,957

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	997	3	2,191	3,193	49,365
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,458
当期純利益	－	－	－	－	1,232
自己株式の取得	－	－	－	－	△ 0
株式報酬取引	－	－	－	－	11
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△ 38	31	－	△ 7	△ 7
当期変動額合計	△ 38	31	－	△ 7	△ 221
当期末残高	959	35	2,191	3,186	49,143

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日新製糖株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	佐山正則
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	井澤浩昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大島充史
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新製糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日新製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

日新製糖株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	佐山正則
業 務 執 行 社 員		

指 定 社 員	公認会計士	井澤浩昭
業 務 執 行 社 員		

指 定 社 員	公認会計士	大島充史
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新製糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役等が主要な子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

日新製糖株式会社 監査役会

常勤監査役 川 口 多津雄 ㊟

監 査 役 延 増 拓 郎 ㊟

監 査 役 和 田 正 夫 ㊟

(注) 監査役延増拓郎及び監査役和田正夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（DPR）60%、または親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%のいずれか大きい額を基準に配当を行います。算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1. 1株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（DPR）60%基準

期末基本的1株当たり連結当期利益77.62円の60%=47円（1円未満切上げ）

親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%基準

期末1株当たり親会社所有者帰属持分2,213.29円の3%=67円（1円未満切上げ）

親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%基準67円の方が大きいいため、67円を1株当たり年間配当金額といたします。

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（1株当たり67円）から、2021年12月に実施しました中間配当金額（1株当たり33円）を差し引いた34円を1株当たり期末配当金額といたします。

配当財産の種類	金 銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 34円 配当総額 751,256,180円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなります。当社については、2023年3月以降に開催する株主総会から株主総会資料の電子提供制度が適用されるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

定時株主総会会場ご案内図

会場

ロイヤルパークホテル
2階「有明」
東京都中央区日本橋
蛸殻町二丁目1番1号
03-3667-1111 (代表)

交通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
4番出口 とホテル地下2階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
A2出口 から徒歩約8分

都営浅草線「人形町駅」
A3出口 から徒歩約9分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。